【チェックリスト①】温室効果ガス削減計画書（規則様式第23号）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| チェック項目 | | | チェック内容 | チェック欄 |
| 様式 | 項番 | 項目 |
| 全体 | ― | 提出部数 | 様式第23号及び別紙（項目１～７）を正副２部用意していますか。  （用紙の大きさは、日本産業規格A列4） |  |
| 様式  第23号 | ― | 提出者 | 主たる事業所の名称、住所及び代表者名を正しく記載していますか。 |  |
| ― | 事業所の名称 | 省エネ法第10条第2項の規定により指定された「第一種エネルギー管理指定工場等」又は同法第13条第2項の規定により指定された「第二種エネルギー管理指定工場等」の名称及び所在地を記載していますか。 |  |
| ― | 事業所の所在地 |  |
| ― | 連絡先 | e-mailアドレスを記載していますか。  （e-mailでの連絡を希望される場合） |  |
| 別紙 | １（１） | 事業所の名称 | 省エネ法第10条第2項の規定により指定された「第一種エネルギー管理指定工場等」又は同法第13条第2項の規定により指定された「第二種エネルギー管理指定工場等」の名称及び所在地を記載していますか。 |  |
| １（２） | 事業所の所在地 |  |
| １（３） | 業種 | 日本標準産業分類の番号（４桁）を記載していますか。 |  |
| ２ | 計画の期間 | 計画期間を記載していますか。  ※基準年度及び目標年度はできる限り以下のとおりとしてください。（国が令和３年10月に策定した「地球温暖化対策計画」の計画期間に準じることを原則とするためです。）  （基準年度：平成25（2013）年度、  目標年度：令和12（2030）年度） |  |
| ４ | 温室効果ガスの  排出状況 | 基準年度等については、和暦に加えて西暦を括弧書きで併記していますか。 |  |
| 単位はt-CO2で記載していますか。 |  |
| 複数の事業所全体の計画書を作成した場合は、排出状況等について、各工場ごとの数値を併記していますか。 |  |
| 全国に事業所を有し企業全体の数値を記載している場合は、県内事業所分（広島市内事業所分を除く）を併記していますか。 |  |
| 別紙 | ５ | 温室効果ガスの総排出量に関する  数量的な目標 | 「排出量を削減目標とする場合」について記載していますか。原単位による削減目標の記載でもやむを得ませんが、この場合は、基準年度における温室効果ガス排出量及び目標年度における温室効果ガス排出見込量を併せて記載していますか。  また、「原単位を削減目標とする場合」は、「算定に用いた指標」を記載していますか。 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙 | ５ | 温室効果ガスの総排出量に関する  数量的な目標 | 基準年度等については、和暦に加えて西暦を括弧書きで併記していますか。 |  |
| 温室効果ガスみなし排出量について、環境価値に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものを記載していますか。 |  |
| 複数の事業所を有する場合は、事業所ごとの削減目標を併記していますか。 |  |
| 削減率は小数点以下第１位まで記載していますか。 |  |
| 単位は正しく記載していますか。 |  |

※温室効果ガス削減計画書は、「第一種エネルギー管理指定工場等」又は「第二種エネルギー管理指定工場等」に指定された日から起算して一年以内に提出することとなっています。

〇エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（抜粋）

　（第一種エネルギー管理指定工場等の指定等）

第十条　経済産業大臣は、特定事業者が設置している工場等のうち、第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として指定するものとする。

２　特定事業者のうち前項の規定により指定された工場等（次条第一項及び第十三条第一項において

　「第一種エネルギー管理指定工場等」という。）を設置している者（次条及び第十二条第一項において「第一種特定事業者」という。）は、当該工場等につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、前項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

　（第二種エネルギー管理指定工場等の指定等）

第十三条　経済産業大臣は、特定事業者が設置している工場等のうち第一種エネルギー管理指定工場等以外の工場等であって第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が同条第一項の政令で定める数値を下回らない数値であって政令で定めるもの以上であるものを第一種エネルギー管理指定工場等に準じてエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等として指定するものとする。

２　特定事業者のうち前項の規定により指定された工場等（第四項及び次条第一項において「第二種エネルギー管理指定工場等」という。）を設置している者（同条において「第二種特定事業者」という。）は、当該工場等につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、前項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。